

亀山市公告第44号

亀山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により公告し、当該計画の変更案及び変更理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

なお、本市の住民は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定により、当該計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

また、当該計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

令和8年7月10日

亀山市長 櫻井 義之

1 縦覧期間

令和8年7月10日から同年8月9日まで

2 縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

亀山市産業環境部農林振興課農林政策グループ

ファクシミリ 0595-82-9669

電子メール norinseisaku@city.kameyama.mie.jp

3 意見書の提出方法

- (1) 意見書は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (2) 意見書は、市の定める様式とし、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、事務所の所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）を記載すること。

4 異議の申出方法

- (1) 異議の申出は、書面（異議申出書）により行うものとする。
- (2) 異議申出書は、持参又は郵送により提出すること。
- (3) 異議申出書は、任意の様式とし、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、

事務所の所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）を記載すること。